

2026年6月1日

各位

会社名 株式会社 坪田ラボ  
 代表者名 代表取締役社長 CEO 坪田 一男  
 (コード番号：4890 東証グロース市場)  
 問合せ先 執行役員 CFO 企画管理本部長 光岡 圭介  
 (TEL 03-6384-2866)

**第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正選択権付）、第9回新株予約権（行使価額修正選択権付）及び第10回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に関するお知らせ**

株式会社坪田ラボ（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：坪田一男、以下「当社」）は、2026年6月1日開催の取締役会において、以下のとおり、Cantor Fitzgerald Europe（以下「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第8回新株予約権（行使価額修正選択権付）、第9回新株予約権（行使価額修正選択権付）及び第10回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下それぞれを「第8回新株予約権」、「第9回新株予約権」及び「第10回新株予約権」といい、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下「本第三者割当」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2026年6月17日
(2) 発行新株予約権数	59,046個 第8回新株予約権 24,561個 第9回新株予約権 20,467個 第10回新株予約権 14,018個
(3) 発行価額	総額 4,129,362円 (第8回新株予約権1個につき77円、第9回新株予約権1個につき71円、第10回新株予約権1個につき56円)
(4) 当該発行による潜在株式数	5,904,600株（新株予約権1個につき100株） 第8回新株予約権 2,456,100株 第9回新株予約権 2,046,700株 第10回新株予約権 1,401,800株 本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合があります。 本新株予約権について、当社取締役会決議により行使価額修正選択権が行使された場合の下限行使価額は127.5円（発行決議直前取引日の終値の50%（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額））（以下、「下限行使価額」といいます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は5,904,600株です。
(5) 調達資金の額	2,004,059,662円（差引手取金概算額：1,989,059,662円） (内訳) 第8回新株予約権 新株予約権発行による調達額：1,891,197円 新株予約権行使による調達額：699,988,500円 第9回新株予約権 新株予約権発行による調達額：1,453,157円

	<p>新株予約権行使による調達額：699,971,400 円  第 10 回新株予約権  新株予約権発行による調達額：785,008円  新株予約権行使による調達額：599,970,400 円  差引手取金概算額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。加えて、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。</p>
<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額  第 8 回新株予約権 285 円  第 9 回新株予約権 342 円  第 10 回新株予約権 428 円  本新株予約権の行使価額は当初固定ですが、当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社の株価動向及び市場環境を踏まえた本新株予約権の行使の蓋然性を慎重に判断した上で、当社取締役会の決議により、本新株予約権の各回号について個別に、修正日において行使価額の修正が生じることができません（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の 10 取引日目を降、本新株予約権に係る行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下、「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の取引日の終値）（以下、「東証終値」といいます。）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位の端数を切り上げた金額）（以下、「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、修正後行使価額が下限行使価額である 127.5 円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。  「修正日」とは、本新株予約権の発行要項第 11 項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。  割当予定先は、株券の貸借を用いて行使当日までにつなぎ売りをした上で行使請求を行う前提等はないため、行使判断から数えると 4 営業日間の価格変動リスク（受渡日において市場価格が行使価額を下回っているリスク）を負った上で行使を行うこととなります。したがって、日次で行使価額が修正される場合は、短期のボラティリティに行使判断が大きく左右され、結果的に行使の蓋然性が限定されることとなります。一方で、行使価額が一定期間固定される場合には、株価が上方に乖離した際に積極的な行使が可能となり、行使の蓋然性を一定以上確保することが可能となります。当社の株価が上昇した場合により高い行使価額で調達可能となる行使価額修正型におけるメリットを過度に毀損しない適切な水準として週次での修正としており</p>

	ます。なお、修正直前終値の 90%を下回る可能性については「(2) 資金調達方法の概要」に追記しております。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(8) 本新株予約権の行使期間	2026年6月18日から2029年6月15日までの期間
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権にかかわる 買取契約（以下、「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2026年6月17日（割当日）における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「本新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。本新株予約権は、本買取契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、事前に当社の書面による承諾を要する旨の制限が付されており、当社が本新株予約権の譲渡を承諾した場合には、速やかに開示いたします。</p>
(10) その他	<p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社による本新株予約権の行使の停止</li> <li>・ 当社による本新株予約権の買戻</li> <li>・ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること（当該行使制限措置の詳細は「6.割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。）</li> </ul> <p>なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>

	・ 割当予定先への優先交渉権の付与（優先交渉権の詳細は「6.割当予定先の選定理由等（7）優先交渉権について」に記載しております。）
--	---

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の目的

当社は、慶應義塾大学医学部発のベンチャー企業として、「VISIONary Innovation で未来をごきげんにする」というパーパスのもと、近視、ドライアイ、老視、脳疾患等のアンメット・メディカル・ニーズの高い領域（\*1）において、医薬品及び医療機器の研究開発並びに事業化を推進しております。

当社の事業モデルは、独自の研究開発コンセプトである Co-Creation Core（CCC）を基盤とし、大学、研究機関及び企業との共創により創出された研究成果を知的財産として確立した上で、国内外のパートナー企業に導出することにより、契約一時金、マイルストーン収入及びロイヤリティ収入を獲得し、これを次の研究開発へ再投資する循環型モデルであります。

他方で、本モデルは、契約締結時期及び開発進捗に依存する収益構造を有するため、短期的には収益変動が生じやすいという特性があります。このため、当社はこれまで、複数のパイプラインを同時並行的に推進することによりポートフォリオの分散を図り、中長期的な収益基盤の構築を進めてまいりました。当社の収益のうち契約一時金（アップフロント収入）は、導出契約の締結時に計上されるものであり、その計上時期は個別の契約交渉の進捗や条件合意の状況に依存します。契約締結のタイミングによっては、当該収益の計上が事業年度を跨ぐこととなり、当該期間における収益計上が行われない可能性があります。なお、当社は直近の業績予想の修正においても、契約締結時期の変動が収益計上時期に影響を及ぼし得ることを開示しており、当該事業特性は継続的に認識しております。

当事業年度（2026年3月期）においては、「TLM-001」に係るマイルストーン収入を計上した一方、大型導出契約未達に伴う契約一時金収入の大幅未達等により、売上高は 200 百万円（前事業年度比 85.3%減）となりました。一方で、近視、ドライアイ、脳疾患等を対象とした複数パイプラインの研究および臨床開発が順調に進捗しており、さらにまだ開示には至っていないものあらたな研究プログラムを複数創成に成功しており、それらに係る費用が継続的に発生しております。また、必要な機能を担当する社員を積極採用しており、販管費も前年比で増加しております。その結果、営業損失 787 百万円、当期純損失 761 百万円を計上しております。

財政面においては、当事業年度末の現金及び預金残高は 969 百万円となり、前事業年度末比 569 百万円減少いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローは 577 百万円の支出となっており、研究開発活動及び事業活動に伴う継続的な資金需要が発生しております。一方で、自己資本比率は 65.5% を維持しているものの、純資産は 863 百万円まで減少しております。

上記の事業進展の結果、現在、当社では、近視領域における「TLM-003」及び「TLG-001」、ドライアイ領域における「TLM-001」及び「TLM-017」、さらに脳疾患、網膜色素変性症その他の新規領域における研究開発を推進しております。これらのパイプラインについて、さらなる価値向上に向けた臨床試験の推進、知的財産の強化、国内外パートナーとの共同開発及び導出活動を継続的に進めていくためには、中長期的かつ機動的な研究開発資金の確保が必要不可欠であります。

こうした事業特性を踏まえ、今後の成長投資を機動的かつ継続的に実行可能とするためには、収益計上時期の変動に左右されない安定的な資金確保の必要性が高まっております。当社は、このような事業特性及びこれまでの事業進展を踏まえ、現在策定中の中期経営戦略において、企業価値の持続的かつ非線形的な向上に向け、以下の3つの成長戦略を柱としております（以下、これら3つの成長戦略を総称して「本戦略」といいます。）。

1. 当社の強みであるエイジング研究を起点にした創薬シーズ創出力の強化
2. 自社主導による前期臨床試験ステージ開発※を経た大型導出モデルへの挑戦
3. 「Light for Life」をビジョンとした ReLight Tech 事業の新規立ち上げ

※前期臨床試験ステージ開発とは、臨床試験の前期段階（Phase1～Phase 2a）を指します。

第一に、当社の競争優位の源泉であるエイジング研究を基盤とし、眼科領域を中心に新規創薬シーズを継続的に創出することで、中長期的なパイプラインの厚みを確保するものです。CCC コンセプトを基盤に、坪田ラボ式 SBIR（Small Business Innovation Research、T-SBIR（\*2））を強化し、大学・研究機関との共創を通じて新規パイプラインを継続的に創出するとともに、外部技術の導入や機動的な

M&A を通じてポートフォリオの拡充を図ります。

第二に、当社の基本モデルである早期導出モデルを引き続き中核に据えつつ、選択した一部のパイプラインについては、自社主導により前期臨床開発（特に Proof of Concept: POC）試験（\*3）まで進めた上で導出を行う、「選択的前期臨床試験ステージ導出モデル」への挑戦であります。これにより、POCを確認した上で導出を行うことで、アップフロント、マイルストーン及びロイヤリティを含む契約条件の向上を図り、パイプライン価値の最大化を目指します。

第三に、「Light for Life」をコンセプトとしたReLight Tech 事業の立ち上げであります。本事業は、当社の医学的知見を基盤とし、健康に有用な光を照射可能なデバイス製品をコンシューマー事業として開発し販売することを目指すものであり、保険医療の枠組みに依拠しない健康領域において、現代の光環境をヘルスケアの文脈から再定義する新たなコンセプトのもと、新たな付加価値を提供する取り組みです。具体的には、当社及び共同研究先である慶應義塾大学医学部眼科学教室を中心に知見を蓄積してきたバイオレットライト等の特定波長の光制御技術や光生物学の知見を活用し、目の健康、睡眠、概日リズム、疲労等への影響も視野に入れた次世代光デバイスの社会実装を志向しております。これにより、医療機器・医薬品とは異なる形で社会実装を進めるとともに、収益源の多様化と早期キャッシュ創出を実現し、中長期的な収益機会の拡大につなげます。

本戦略は、それぞれ独立した取り組みではなく、当社の基本戦略である早期導出モデルを中核に据えつつ、パイプラインの価値最大化及び収益機会の多層化を図るための補完的な施策として位置付けております。すなわち、創薬・医療機器の保険医療領域においては、早期導出によりリスクを抑制しつつ、一部パイプラインにおいて付加価値の最大化を図り、さらに保険医療外の健康領域への展開を組み合わせることで、単一の収益モデルに依存しない事業構造の構築を進めてまいります。モダリティ・ソリューション特性に最適化した事業モデル選択により、複線的な収益モデル構築につなげ、従来の創薬ベンチャーに見られる収益の不確実性を低減しつつ、パイプライン価値の積み上げによる中長期的な企業価値の非線形的な成長を実現することを企図しております。

本戦略においては、①臨床開発によるパイプライン価値の向上、②ポートフォリオ拡充によるリスク分散、③ReLight Tech 事業による収益補完という3つの機能を組み合わせることにより、事業全体としての安定性と成長性の両立を図る設計としております。また、本戦略は、短期的には ReLight Tech 事業によるキャッシュ創出、中期的には臨床開発の進展に伴うマイルストーン収入、長期的には導出後のロイヤリティ収入の積み上げを想定した、時間軸の異なる収益機会の組み合わせとして設計しております。

創薬シーズの早期導出によるリスクコントロールを基本としつつ、選択的な開発投資によるリターン最大化を図り、さらに保険医療外領域への展開により収益機会を拡張する点において、一般的な創薬ベンチャーとは異なる特徴を有しております。一方で、これらの戦略の実行には、特に以下の点において一定規模の先行投資が不可欠となります。

- 自社主導による臨床開発（特に海外を含む POC 試験）の推進に係る費用
- パイプライン拡充のための導入・M&A 等の戦略投資
- ReLight Tech 事業の立ち上げに係る研究開発、製造及び販売体制構築費用

とりわけ、自社主導による早期臨床開発への挑戦は、短期的には資金需要を増加させる一方で、成功時には導出条件の大幅な改善を通じて企業価値の飛躍的な向上をもたらす重要な戦略転換的な挑戦であり、当社の成長戦略の中核をなすものです。また、パイプライン拡充のための導入・M&A 等の戦略投資の推進及び新規事業の立ち上げには、一定規模の先行投資が不可欠となります。このため、当社は、これらの成長戦略と統合的な財務戦略として、創薬事業特有の収益ボラティリティを補完しつつ、成長投資を機動的かつ継続的に実行可能とする財務基盤の強化が不可欠であると判断いたしました。かかる認識のもと、当社は、本第三者割当によるエクイティ・ファイナンスを実施することといたしました。本第三者割当は、行使価額の異なる複数の新株予約権を組み合わせることにより、資金調達の実確性と株主価値の保護の両立を図る設計となっております。

具体的には、比較的低い行使価額を設定した新株予約権により早期の資金調達の蓋然性を確保するとともに、より高い行使価額を設定した新株予約権を併用することで、将来的な株価上昇局面においてはより高い価格での資金調達を可能とし、既存株主の希薄化を抑制する構造としております。また、本新株予約権は当初行使価額を固定した上で、当社の裁量により行使価額修正選択権を行使できる設計とし

ております。これにより、

- 市場環境が良好な局面では高い行使価額での資金調達を維持
- 株価が一時的に低迷した局面では機動的に行使価額を調整することで資金調達の実効性を確保

することが可能となります。さらに、行使価額の修正を週次とすることにより、短期的な株価変動による行使判断への影響を抑制し、安定的な資金調達の実現と市場への過度な影響の抑制の両立を図っております。

以上のとおり、本第三者割当は、当社の中長期的な成長戦略の実現に必要な資金を確保しつつ、株主価値の最大化とのバランスを図る観点から、現時点において最適な資金調達手法であると判断しております。

加えて、本資金調達は、行使価額を段階的に設定した新株予約権により実施するものであり、当社の研究開発の進展及び企業価値の向上に応じて、資金を段階的に調達し得る設計となっております。これにより、株価水準の向上に応じた資金調達の最適化、必要なタイミングでの機動的な研究開発投資、既存株主の希薄化への一定の配慮を図り、中長期的な企業価値の最大化を目指してまいります。

本資金調達は、単に資金を確保することを目的とするのではなく、研究開発の進展及びそれに伴う企業価値の向上に応じて段階的に資金を取り込むことにより、成長投資と株主価値のバランスを図ることを意図したものであります。

- \*1 アンメット・メディカル・ニーズの高い領域：いまだ有効な治療法がない疾患に対する医療ニーズがある領域のこと
- \*2 T-SBIR（坪田ラボ式 SBIR）：CCC コンセプトのもとでの大学等の研究機関との共同研究において、少額の研究予算から始めて段階的に資金提供を行うことで、リスク低減を図りつつ創薬等の事業を促進する仕組み
- \*3 POC 試験：開発候補品が少数例の患者に対して実際に治療効果が得られることを、適切な評価項目を用いて実証すること

## （2）資金調達方法の概要

本第三者割当は、当社が割当予定先に対し、対象株式数を 2,456,100 株とする第 8 回新株予約権、対象株式数を 2,046,700 株とする第 9 回新株予約権及び対象株式数を 1,401,800 株とする第 10 回新株予約権を同時に割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。このように、当初行使価額の異なる 3 種類の新株予約権を同時に発行することにより、当初行使価額が相対的に低い新株予約権の行使による早期の資金調達の蓋然性を確保しつつ、当該調達資金を用いた将来の企業価値向上に伴う株価上昇が達成できた場合には、当初行使価額が相対的に高い新株予約権の行使により株式価値の希薄化を緩和することができるため、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たすことが可能となります。

なお、本新株予約権の行使期間は、2026 年 6 月 18 日から 2029 年 6 月 15 日までの期間です。

本新株予約権の行使価額は、当初、第 8 回新株予約権につき、発行決議直前取引日（以下、「条件決定日」といいます。）に先立つ 1 か月間における各取引日（東証において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（円未満切上げ。）（以下、「条件決定日参照値」といいます。）に相当する金額、第 9 回新株予約権につき、条件決定日参照値の 120%（円未満切上げ。）に相当する金額、第 10 回新株予約権につき、条件決定日参照値の 150%（円未満切上げ。）に相当する金額に固定されます。

第 9 回新株予約権の行使価額である条件決定日参照値の 120% の水準については、当社の主要パイプラインに係る臨床開発、基礎研究、事業開発活動及び提携交渉等の進捗に伴う企業価値の向上を一定程度反映し得る水準であり、かつ、現時点の市場株価から過度に乖離しないことにより、株価上昇局面における行使蓋然性にも配慮したものです。

第 10 回新株予約権の行使価額である条件決定日参照値の 150% の水準については、上記の各施策の更なる進展、主要パイプラインの価値顕在化、導出・提携交渉の進捗、新規事業及び M&A その他の

戦略投資による収益機会の拡大等を踏まえ、より中長期的な企業価値向上を見据えたターゲット価格として設定したものです。

このように、本新株予約権の行使価額を条件決定日参照値に相当する金額、条件決定日参照値の120%及び150%の三段階に設定することにより、当社としては、現時点の株価水準での即時的な希薄化を抑制しつつ、当社の事業進捗及び企業価値向上に応じた株価上昇局面において、段階的かつ機動的に資金調達を行うことを企図しております。

したがって、当社の株価が堅調に推移した場合に行使が進捗するため、株価に対する影響が限定的です。

なお、当社は資金調達の必要性を鑑みた上で、本新株予約権の行使による資金調達のため必要があるときに、当社の株価動向及び市場環境を踏まえた本新株予約権の行使の蓋然性を慎重に判断した上で、当社取締役会の決議により、行使価額を修正することを可能とする行使価額修正選択権が設定されております。当社が行使価額修正選択権を行使する場合には、当社取締役会において行使価額の修正に係る決議を行います。当該決議を行った場合には、当社は、速やかにその内容を適時開示いたします。また、本新株予約権に係る行使価額修正選択権は、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権のそれぞれについて個別に設定されており、当社は、資金需要、株価動向、市場環境及び各回号の行使状況等を踏まえ、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権のいずれについて行使価額修正選択権を行使するかを判断いたします。したがって、いずれかの回号の行使が完了していない場合であっても、他の回号について行使価額修正選択権を行使することは可能であり、また、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権の全部又は一部について同時に行使価額修正に係る取締役会決議を行うことも可能です。行使価額修正選択権が行使された場合には、当該決議によって定められた修正日に、修正基準日の東証終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）に修正することが可能となります。その場合、本新株予約権の行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に修正されることから、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が上昇した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を下回る状況となる可能性も考えられます。他方で、当該前週の最終取引日から行使日前日までの間に株価が下落した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を上回る状況となる可能性も考えられます。このように、株価の変動は予測困難であり、修正基準日を行使日の前週最終取引日とするか前取引日とするかによって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないこと、本新株予約権と同一の修正条件に基づく他の複数の案件における行使状況・行使実績等に何ら問題がないこと等に鑑みても、本新株予約権の修正条件は適切であると判断しております。なお、週次の行使価額修正にかかわる参照株価につきましては、特定の曜日の終値とするよりも一般的であり、行使連絡の取次にかかわる手続上最も平明であると考えられる各週の最終取引日を修正基準日として設定しております。

### (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応し得る、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

#### 1 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は発行当初から合計5,904,600株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはなく、希薄化の規模は予め限定されております。なお、本新株予約権の対象株式数は、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

#### 2 株価への影響の軽減

本新株予約権は行使価額が当初固定されており、原則として当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことが想定されております。なお、当社取締役会決議により行使価額修正選択権が行使された場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはありません。したがって、当社株価が下限行使価額を下回る局面において、当社普通株式が市場へ過剰に供給され、さらなる株価低迷を招き得る事態が回避される設計となっております。

### 3 株価上昇時における資金調達額の増加

本新株予約権については、当初の行使価額が発行決議時点の株価よりも高い水準で設定されており、当社の株価が上昇すれば、かかる高い水準で設定された行使価額での行使が期待できます。また、当社の株価が本新株予約権の行使価額を大きく上回って推移する局面においては、当社取締役会決議により行使価額を修正することができるため、資金調達が増額されます。

### 4 資金調達の蓋然性

当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合において行使が進まないという行使価額固定型のデメリットはあるものの、これに対しては、当社の裁量で当社取締役会決議により行使価額の修正を行うことによって、当社株価が下限行使価額を下回る水準で推移しない限り、当社の株価推移に応じて柔軟に資金を調達することが可能です。

### 5 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式を、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識している海外機関投資家に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を取引所金融商品市場で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の書面による承諾が必要となる旨が定められる予定です。

### 6 取得条項

当社取締役会の決議に基づき、1か月前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策を変更した場合等においては、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

### 7 行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、1週間前までに本新株予約権者に通知することによって、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示いたします。

### 8 譲渡制限

本新株予約権買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

## <デメリット>

### 1 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から合計5,904,600株で固定されており、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため議決権行使に係る希薄化が生じます。

### 2 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

### 3 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

当社の株価が行使価額を下回って推移した場合、本新株予約権の行使がなされない可能性があります。

す。

当社が行使価額修正選択権を行使した場合においても、当社の株価の90%が下限行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

#### [他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

##### 1 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の現状の時価総額・流動性等に鑑みると、公募増資を実施することは事実上困難であると考えられることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

##### 2 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

##### 3 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。

##### 4 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

転換社債型新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また即時の株式の希薄化が発生しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、新株予約権付社債の設計によっては、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

##### 5 第三者割当による転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

##### 6 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではなく、また、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であるため、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

##### 7 金融機関からの借入や社債による調達

低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的低リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがあります。もっとも、金融機関からの借入や社債による資金調達では、利払負担や返済負担が生じるとともに、調達額全額が負債となるため当社の財務健全性が低下することから、今回の資金使途を踏まえると、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

これらに対し、割当予定先から提案された本第三者割当による資金調達方法は、①本新株予約権の行使により資本性資金が調達可能となること及び②将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することがないこと等の特徴を有しています。また、取得条項や行使停止条項によって当社の将来

の資本政策の柔軟性が一定程度確保されています。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本第三者割当による資金調達、上記の他の資金調達方法よりも当社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
2,004,059,662	15,000,000	1,989,059,662

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の金額であり、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買い取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士報酬費用、本新株予約権の公正価値算定評価報酬費用、登録免許税、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途及び支出予定時期は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
1 眼科領域における国内及び海外における医薬品候補の臨床試験の準備及び実施に係る費用	1,100	2027年4月～2029年10月
2 眼科及び脳中枢領域における医薬品候補化合物の導入並びに M&A 等の戦略投資に係る費用	600	2027年10月～2029年10月
3 ReLight Tech 事業の立ち上げに向けた開発・製造・マーケティングに係る費用	289	2027年4月～2028年3月
合計	1,989	

- (注) 1. 上記の金額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 資金を充当する優先順位としては、上記①及び②から優先して充当する予定であり、その後③に充当する予定であります。なお、上記の支出予定時期は、いずれも本日から一定期間経過後を予定しておりますが、当社が現在研究開発を推進している複数のパイプラインについて、臨床試験の準備及び実施、知的財産の強化、国内外パートナーとの共同開発及び導出活動を継続的に進めるために、現時点において中長期的かつ機動的な研究開発資金の確保が必要不可欠であることから、本日本第三者割当を決議いたしました。

資金使途の詳細は以下のとおりです。

- 1 眼科領域における国内及び海外における医薬品候補の臨床試験の準備及び実施に係る費用  
本新株予約権により調達する資金のうち1,100百万円については、当社の中期経営戦略における中核である「選択的前期臨床試験ステージ導出モデル」への挑戦に向け、眼科領域における国内

外の自社主導の臨床開発投資に充当いたします。

当社はこれまで、創薬・医療機器シーズの早期導出を基本戦略として事業を展開してまいりましたが、今後も当該方針を維持しつつ、特に事業インパクトの大きい一部のパイプラインについては、自社主導により一定の臨床的有効性（Proof of Concept: POC）を確認した上で導出を行うことにより、導出時の契約条件（アップフロント、マイルストーン、ロイヤリティ）の向上を図り、パイプライン価値の最大化を目指す方針です。

本資金は、特にアンメット・メディカル・ニーズが高く、かつ当社の競争優位性が発揮可能な眼科領域を中心とした一部のパイプラインについて、前期臨床試験（特にPOC試験）を中心とした臨床開発活動に充当いたします。具体的には、当局との相談結果及び導出候補先との費用分担に関する協議状況等により変動する可能性があります。主として以下の費用を見込んでおります。

- 非臨床試験（毒性試験、薬効試験等）の実施費用：当局相談の結果にも大きく依存しますが、50百万円～100百万円／プログラム程度を見込みます。
- CMC（Chemistry, Manufacturing and Controls）関連費用：当局相談の結果及び導出候補先との分担協議状況にも依存しますが、50百万円／プログラム程度を見込みます。
- 規制当局（PMDA、FDA等）との相談・申請関連費用：当局相談の回数及び導出候補先との分担協議状況にも依存しますが、50百万円／プログラム程度を見込みます。
- 国内外における臨床試験実施費用：当局相談の結果及び導出候補先との分担協議状況にも大きく依存しますが、200百万円～400百万円／プログラム程度を見込みます。

これらの投資により、パイプラインのリスクを低減し、価値の顕在化を通じてライセンス交渉における優位性を確立し、将来的な収益機会の拡大を図ります。

## 2 眼科及び脳中枢領域における医薬品候補化合物の導入並びにM&A等の戦略投資に係る費用

本新株予約権により調達する資金のうち600百万円については、当社の創薬ポートフォリオの強化及び収益源の多様化を目的として、眼科及び脳中枢領域における医薬品候補化合物の導入並びに関連事業の買収等の戦略投資に充当いたします。

当社は、眼科領域及び脳中枢領域における研究及びエイジング研究を基盤とした独自の創薬アプローチを強みとしておりますが、持続的な成長を実現するためには、内製パイプラインの創出に加え、CCCアプローチに基づく共同研究等を通じた外部からの導入やM&Aを通じたポートフォリオの補完及び拡張が不可欠であると認識しております。

医薬品候補化合物の導入及びM&A等の戦略投資のそれぞれへの具体的な充当額については、対象案件の内容、開発段階、取引条件、契約一時金その他の交渉状況等により大きく変動し得るため、現時点において具体的な内訳は定めておりませんが、本資金用途のために充当することを予定している600百万円の範囲内において、案件ごとのディールバリューや実行可能性等を踏まえて検討いたします。初期的には、競争環境が相対的に緩やかであり、当社の知見及び研究開発力を活用しやすい眼科領域、特に眼科における希少疾患等の領域を中心に検討してまいります。

本資金は、特に以下の観点に基づく案件に重点的に活用する方針です。

- 眼科及び脳中枢領域において、当社既存パイプラインとの科学的・事業的シナジーが見込まれる案件
- 比較的早期の臨床開発段階にあり、当社の研究開発力により価値向上が期待できる案件
- 将来的な導出又は事業化により収益貢献が見込まれる案件

M&Aについては、眼科、脳中枢領域及びそれらの関連領域において、単なる規模拡大ではなく、当社の研究開発機能、事業開発機能、又は収益基盤の強化に資する案件を厳選し、主に数億円規模の案件を想定しており、規律ある投資判断のもとで実行してまいります。もっとも、現時点において、本資金調達による調達資金を充当することが具体的に計画されているM&A案件はありません。もっとも、M&Aの成立には不確実性が伴うため、適切な投資先が存在しない等、支出予定時期までに想定したM&Aを実行せず、M&Aの実行のための資金に充当されない場合には、上記「①眼科領域における国内及び海外における医薬品候補の臨床試験の準備及び実施に係る費用」に充当する予定です。なお、資金用途に変更が生じた場合は速やかに開示いたします。

これにより、当社はパイプライン価値の最大化と、収益機会の拡張を図ります。

### 3 ReLight Tech 事業の立ち上げに向けた開発・製造・マーケティングに係る費用

本新株予約権により調達する資金のうち 289 百万円については、中期経営戦略の柱のひとつである ReLight Tech 事業の立ち上げに係る研究開発・製造及び事業化に向けた費用に充当いたします。具体的には、主として、市場ニーズの調査、製品のデザインコンセプト作成、技術開発、試作品製作、外部委託による製品製作及びマーケティング費用等に充当する予定です。

本事業は、当社の医学的知見を基盤とし、保険医療の枠組みの外側における健康領域において、新たな価値提供を行うとともに、医療保険制度に依存しない収益モデルの構築により、創薬事業に内在する収益変動を補完する役割も担うものと位置付けております。「Light for Life」をコンセプトに、「光」を「日常生活の健康」に影響を与える環境因子として再定義し、日常生活における光環境の最適化を通じて新たな価値の提供を目指すものです。

当社はこれまでの研究開発を通じて、特にバイオレットライトが生体に与える影響に関する知見を蓄積しており、特に現代の屋内中心の生活環境においては、自然環境と比較して特定波長の光が不足している可能性がある点に着目しております。本事業においては、こうした知見を背景として、光環境を再設計する製品・サービスの開発及び社会実装を進めるとともに、将来的には照明、ディスプレイ、ウェアラブルデバイス等への応用も視野に入れております。なお、光環境を再設計する製品・サービスの初期版については、早ければ 2026 年度中のリリースを目指しておりますが、当該初期版の開発費用については主として手元資金から充当する予定です。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

- 本第三者割当による資金調達は、当社の中期経営戦略に基づく成長投資に充当されるものであり、パイプライン価値の向上による将来的な収益機会の拡大
- 収益源の多様化による財務安定性の向上
- 中長期的なキャッシュフロー創出力の強化

を通じて、当社の企業価値の向上に資するものであります。

したがって、本第三者割当によって調達する資金を、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当することによって、当社の成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は合理性を有していると判断しております。

### 5. 発行条件等の合理性

#### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026 年 5 月 29 日）の市場環境を考慮し、当社の株価（発行決議日直前取引日の東証終値）、ボラティリティ（48.5%）、予定配当額（0 円/株）、無リスク利子率（1.6%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該評価機関が上記前提条件を基に算定した評価額（第 8 回新株予約権につき新株予約権 1 個当たり 77 円、第 9 回新株予約権につき新株予約権 1 個当たり 71 円、第 10 回新株予約権につき新株予約権 1 個当たり 56 円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額としています。

また、本新株予約権の行使価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、当初、第 8 回新株予約権につき、条件決定日参照値、第 9 回新株予約権につき、条件決定日参照値の 120%（円未満切上げ。）に相当する金額、第 10 回新株予約権につき、条件決定日参照値の 150%（円未満切上げ。）に相当する金額としています。本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、条件決定日に先立つ 1 か月間における各取引日の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格を参考値として採用したのは、特定の一時点を基

準とするのではなく直近の一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動などの特殊要因（例えば、契約締結時期の変動や単年度業績予想に係る市場の短期的な反応、臨床試験の結果に対する市場の解釈のばらつき、及び当社の株主における個人投資家の比率が相対的に高いことに伴う一時的なセンチメント変動の影響等が考えられます。）の排除が可能であると判断したためです。

また、行使価額修正選択権が行使された場合には、本新株予約権の行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に修正されることから、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が上昇した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を下回る状況となる可能性も考えられます。他方で、当該前週の最終取引日から行使日前日までの間に株価が下落した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を上回る状況となる可能性も考えられます。このように、株価の変動は予測困難であり、修正基準日を行使日の前週最終取引日とするか前取引日とするかによって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないこと、本新株予約権と同一の修正条件に基づく他の複数の案件における行使状況・行使実績等に何ら問題がないこと等に鑑みても、本新株予約権の修正条件は合理性があると判断いたしました。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

当社の主要パイプラインについては、進行中の臨床試験の進捗、今後の基礎研究及び初期臨床開発、臨床試験データの取得、事業開発活動及び提携交渉の進展に応じて、その価値の顕在化が進み、導出条件、契約一時金、マイルストーン及びロイヤリティ等の経済条件の向上につながる可能性があるものと考えております。加えて、新規事業及びM&Aその他の戦略投資により、将来的な収益機会の拡大が見込まれるものと判断しております。

このため、当社は、本新株予約権の行使価額について、現時点の市場株価を上回る水準であっても、今後の企業価値向上を踏まえれば十分に行使の蓋然性が見込まれるものと判断し、当該条件を設定しております。また、割当予定先においても、当社の成長戦略及び中長期的なアップサイドに対する理解が得られております。

以上より、当社は、本新株予約権の発行条件は合理的であると判断しております。

なお、当社監査役3名全員（うち3名が社外監査役）から、監査役全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を得ております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される株式数は5,904,600株であり、同株式に係る議決権の数は59,046個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数25,794,300株に対する比率は22.89%、2026年3月31日現在の当社の議決権総数257,874個に対する比率は22.90%に相当し、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、今回の資金調達における資金用途を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり充当する予定であり、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであると判断しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数5,904,600株に対し、東証における当社株式の過去6か月間（2025年12月から2026年5月まで）における1日当たりの平均売買出来高は385,388株であり、一定の流動性を有しております。

これらのことから、今回の資金調達は、中長期的に当社グループの企業価値の向上に資するものであることから、当該資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 商号	Cantor Fitzgerald Europe		
② 本店所在地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU		
③ 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer, Andrew Michael Shortland		
④ 事業内容	証券業		
⑤ 資本金の額	81.2 百万米ドル (12,942 百万円) (2024 年 12 月 31 日現在)(注)		
⑥ 設立年月日	1990 年 5 月 24 日		
⑦ 発行済株式数	49,453,823 株		
⑧ 事業年度の末日	12 月 31 日		
⑨ 従業員数	6 名 (2024 年 12 月 31 日現在)		
⑩ 主要取引先	法人		
⑪ 主要取引銀行	-		
⑫ 大株主及び持株比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998% CF & CO. LLC, 0.000002%		
⑬ 当社との関係等			
資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：千米ドル、カッコ内は百万円 特記しているものを除く。)(注)			
決算期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
純流動資産	112,464 (17,926)	102,396 (16,321)	87,246 (13,906)
流動資産	956,436 (152,446)	944,491 (150,542)	928,664 (148,020)
1 株当たり純流動資産 (米ドル / (円))	1.72 (274)	1.57 (249)	1.76 (281)
売上高	109,298 (17,421)	74,869 (11,933)	108,777 (17,338)
営業利益	20,242 (3,226)	8,319 (1,326)	19,105 (3,045)
経常利益	12,641 (2,015)	△3,333 (△531)	8,818 (1,406)

当期純利益	11,875 (1,893)	△3,308 (△527)	5,967 (951)
1株当たり当期純利益 (米ドル／(円))	0.18 (29)	△0.05 (△8)	0.12 (19)
1株当たり配当金 (米ドル／(円))	-	-	-

- (注) 1. 割当予定先の概要欄は、特記している場合を除き、本日現在におけるものです。
2. 金額は便宜上、2026年5月29日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル=159.39円(株式会社三菱UFJ銀行公示仲値)に換算の上、小数第1位を四捨五入しております。
3. 割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgeraldグループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構 (Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。) の認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督のもと、2000年金融サービス・市場法 (Financial Services and markets Act 2000) に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社(住所:東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 日本における代表者 村田光央) (以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。) が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東証に対して、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。
4. 割当予定先の発行済株式数は、2022年12月期末及び2023年12月期末時点では65,423,162株でしたが、減資により、2024年12月期末時点では49,453,823株となっております。1株当たり純流動資産及び1株当たり当期純利益は、表に記載している各期の純流動資産及び当期純利益の金額を各期末時点の発行済株式数で除して算出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、当社の事業価値を今後継続的に発展していくために必要となる資金について、調達方法を模索してまいりました。複数の証券会社と資金調達方法に関して相談を行う中で、2026年3月中旬頃、当社は、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本第三者割当に関する具体的な提案を受領し、検討を進めて参りました。検討の結果、当社としては、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、割当予定先による本第三者割当の提案が当社のニーズに合致する最良の資金調達方法であると判断いたしました。割当予定先からは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有しているとのことであり、当社の企業価値の向上に資さないおそれがあると判断される投資家は売却先から除外する意向であると伺っております。これにより、海外機関投資家による当社への投資が期待できます。割当予定先であるCantor Fitzgerald Europe及びキャンターフィッツジェラルド証券の属するCantor Fitzgeraldグループは、世界30カ国に約200の拠点を有する金融サービスグループであり、バイオヘルスケアを注力領域としてバイオヘルスケアに特化したプロフェッショナルチームを有し、同時に株式調査部門において多種多様なバイオヘルスケア企業を担当する専門性が高いアナリストを多数擁しています。さらに、毎年米国ニューヨークでグローバル・ヘルスケア・カンファレンスを開催していることを確認しており、バイオヘルスケア分野の高い専門性及び7,000社を超える広範な機関投資家網を背景に投資銀行業務を米国内外で提供していることの証左であると認識しております。

上記の事情も考慮し、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本第三者割当の提案に関して、その後の面談の過程で設計されたスキームや諸条件等が、当社のニーズを満たすものであると判断し、協議交渉等を踏まえ、最終的に2026年4月中旬頃に割当予定先を選定するに至りました。

なお、本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券

の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められる予定です。また、割当予定先との間で締結する本新株予約権買取契約においては、株価への影響を抑制する観点から、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、当社又は割当予定先のいずれかにおいて支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立があった場合等、本新株予約権買取契約で定める解除権が発生している場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨が定められる予定です（本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。）。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、割当予定先から口頭で確認しております。なお、本新株予約権の行使により割当予定先に対して交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示いたします。また、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している海外機関投資家に対して売却していく意向である旨を表明する予定です。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。加えて、当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中に MSCB 等（同規則に定める意味を有します。以下同じです。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されている Cantor Fitzgerald Europe の 2024 年 12 月 31 日を基準日とする Ernst & Young による監査済み財務書類を確認しており、2024 年 12 月 31 日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、Cantor Fitzgerald Europe が同社に割り当てられる本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する財産を確保しているものと判断しております。また、本日現在においても、Cantor Fitzgerald Europe が本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券から受けております。

### (5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社、当社役員及び当社の大株主との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

### (6) ロックアップについて

当社は、発行決議日から本新株予約権の行使期間の末日又は本新株予約権の全てが行使され、若しくは発行会社により取得された日のどちらか早い方の日までの間、銀行借入を除く資金調達について、割当予定先以外の第三者との間で協議、交渉又は合意を行う、若しくは公表を行おうとする場合、当社の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式、ストックオプションとしての新株予約権その他の株式報酬の発行若しくは付与に該当する場合等の一定の場合を除き、割当予定先による事前の書面による承諾を要するものとします。但し、当社が、戦略的投資家との資本提携、事業提携又は業務提携等（以下、「戦略的提携」といいます。）に関連して行う協議、交渉又は合意、若しくは公表については、当該制限は受けないものとします。当社は、当該戦略的提携に関する協議又は交渉を開始する場合、若しくは当該戦略的提携に関する公表を行おうとする場合には、当該戦略的提携の相手方及び概要を、合理的な範囲で速やかに割当予定先に通知するものとします。

(7) 優先交渉権について

当社は、発行決議日以降、本新株予約権の行使完了日から6か月後の日までの期間、銀行借入を除く資金調達について、割当予定先以外の第三者との間で検討を開始した時点で割当予定先と誠実に協議し、割当予定先に優先的に検討及び協議を行う権利を与えることを、本新株予約権買取契約において合意する予定です。

(8) 割当予定先の実態等

割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgerald グループの欧州事業部門であります。割当予定先は FCA の認可及び規制を受けており、英国において FCA 監督下のもと、2000 年金融サービス・市場法 (Financial Services and markets Act 2000) に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券 が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東証に対して、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

7. 第三者割当前後の大株主及び持株比率

割当前 (2026 年 3 月 31 日現在)	
坪田一男	46.23
(株)坪田	12.41
大高功	7.13
ロート製薬(株)	2.48
竹村敬司	1.19
大和証券	1.01
合同会社マーズ	0.97
(株)ジズホールディングス	0.85
原裕	0.85
モルガンスタンレーMUFJ 証券(株)	0.68

- (注) 1. 割当前の持株比率は 2026 年 3 月 31 日現在の株主名簿上の株式数を基準として、自己株式を控除した発行済株式総数に対する所有株式数の割合を算出しており、小数点第 3 位を四捨五入して算出しております。
2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当は、当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与するとともに、今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」記載の用途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点で当期の業績に与える影響はありません。なお、2027 年 3 月期における研究開発費につきましては、現時点において従来計画の約 4 億円から変更はありません。開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（非連結）

（単位 千円）

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	673,532	1,357,133	200,022
営業利益	△649,554	235,467	△787,816
経常利益	△636,371	281,499	△760,923
当期純利益	△641,317	205,766	△761,815
1株当たり当期純利益（円）	△25.15	8.04	△29.58
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	53.45	61.91	33.49

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年3月31日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 25,794,300 株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	718,400 株	2.79%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	844 円	355 円	409 円
高 値	847 円	625 円	478 円
安 値	252 円	313 円	251 円
終 値	354 円	394 円	294 円

② 最近6か月間の状況

	2025年 12月	2026年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	377 円	340 円	317 円	272 円	302 円	293 円
高 値	380 円	346 円	321 円	478 円	329 円	324 円
安 値	333 円	312 円	251 円	265 円	290 円	241 円
終 値	340 円	318 円	274 円	294 円	293 円	255 円

（注）2026年5月の株価については、2026年5月29日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年5月29日現在
始 値	251 円
高 値	255 円
安 値	250 円
終 値	255 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

2024年6月24日付「上場調達資金の充当予定時期変更に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、2022年6月の新規上場時に調達した資金の支出予定時期を変更しました。

当該開示では米国（ボストン）子会社の設立費用として2026年3月以降に100,000千円充当するとしておりましたが、事業環境の変化を踏まえて、ワシントン州シアトル近郊へオフィスを設置し、これまでに家賃等として2,000千円を充当しております。今期中に現地法人設立費用等として18,000千円を支出する予定です。次年度以降は、家賃や現地人件費を含む研究開発費が発生する予定であり、2028年3月までに充当が完了する予定であります。

以上

株式会社坪田ラボ  
第8回新株予約権（行使価額修正選択権付）  
発行要項

本発行要項は、株式会社坪田ラボ（以下「当社」という。）が2026年6月1日開催の取締役会の決議に基づいて2026年6月17日に発行する株式会社坪田ラボ第8回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数  
24,561個
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金1,891,197円
3. 本新株予約権の申込期日  
2026年6月17日
4. 本新株予約権の割当日及び払込期日  
2026年6月17日
5. 募集の方法  
第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をCantor Fitzgerald Europeに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（以下、「本株式」という。）とし、その総数は2,456,100株とする。（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）  
但し、第7項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
  - (1) 当社が第12項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第12項第(2)号⑥に定め

る場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたり 77円

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第11項により修正された場合又は第12項によって調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、285円とする。

11. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社取締役会の決議により、第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。当社は、行使価額修正選択決議により行使価額の修正を決定した場合は、その旨を直ちに本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の10取引日目以降、第13項に定める行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が127.5円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、第12項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらぬものとする。

12. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分

する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づき、当社又はその関係会社の取締役若しくは従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合又は Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付

が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第

(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値の平均値(当該30取引日のうち終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
  - ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
  - ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)(本項第(2)号④においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第(2)号⑤においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
  - ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
  - ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
  - ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行

使価額の調整を必要とする場合。

- ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年6月18日から2029年6月15日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

14. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の

当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
17. 本新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第13項に定める行使期間中に第18項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第18項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。
18. 行使請求受付場所  
株式会社坪田ラボ 企画管理本部
19. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 麴町支店
20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い  
当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

以 上

**株式会社坪田ラボ**  
**第9回新株予約権（行使価額修正選択権付）**  
**発行要項**

本発行要項は、株式会社坪田ラボ（以下「当社」という。）が2026年6月1日開催の取締役会の決議に基づいて2026年6月17日に発行する株式会社坪田ラボ第9回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数  
20,467個
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金1,453,157円
3. 本新株予約権の申込期日  
2026年6月17日
4. 本新株予約権の割当日及び払込期日  
2026年6月17日
5. 募集の方法  
第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をCantor Fitzgerald Europeに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（以下、「本株式」という。）とし、その総数は2,046,700株とする。（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）  
但し、第7項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
  - (1) 当社が第12項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第12項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額  
本新株予約権 1 個あたり 71 円
9. 新株予約権証券の不発行  
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法  
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第11項により修正された場合又は第12項によって調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。  
(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、342 円とする。

11. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社取締役会の決議により、第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。当社は、行使価額修正選択決議により行使価額の修正を決定した場合は、その旨を直ちに本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の10取引日目以降、第13項に定める行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が127.5円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、第12項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらぬものとする。

12. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの

を含む。)その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利(但し、当社取締役会の決議に基づき、当社又はその関係会社の取締役若しくは従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合又は Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、

行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。

- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
  - ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
  - ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
  - ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
  - ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
  - ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
  - ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必

要がある場合。

- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年6月18日から2029年6月15日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

14. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当た

りその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
17. 本新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第13項に定める行使期間中に第18項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第18項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。
18. 行使請求受付場所
- 株式会社坪田ラボ 企画管理本部
19. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
- 株式会社三井住友銀行 麴町支店
20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い
- 当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

以 上

**株式会社坪田ラボ**  
**第10回新株予約権（行使価額修正選択権付）**  
**発行要項**

本発行要項は、株式会社坪田ラボ（以下「当社」という。）が2026年6月1日開催の取締役会の決議に基づいて2026年6月17日に発行する株式会社坪田ラボ第10回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数  
14,018個
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金785,008円
3. 本新株予約権の申込期日  
2026年6月17日
4. 本新株予約権の割当日及び払込期日  
2026年6月17日
5. 募集の方法  
第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をCantor Fitzgerald Europeに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（以下、「本株式」という。）とし、その総数は1,401,800株とする。（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）  
但し、第7項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
  - (1) 当社が第12項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第12項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額  
本新株予約権 1 個あたり 56円
9. 新株予約権証券の不発行  
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法  
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第11項により修正された場合又は第12項によって調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。  
(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、428円とする。

11. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社取締役会の決議により、第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。当社は、行使価額修正選択決議により行使価額の修正を決定した場合は、その旨を直ちに本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の10取引日目以降、第13項に定める行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が127.5円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、第12項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらぬものとする。

12. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの

を含む。)その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利(但し、当社取締役会の決議に基づき、当社又はその関係会社の取締役若しくは従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合又は Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、

行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。

- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
  - ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
  - ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
  - ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
  - ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
  - ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
  - ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必

要がある場合。

- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年6月18日から2029年6月15日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

14. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当た

りその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
17. 本新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第13項に定める行使期間中に第18項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第18項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。
18. 行使請求受付場所
- 株式会社坪田ラボ 企画管理本部
19. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
- 株式会社三井住友銀行 麴町支店
20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い
- 当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

以 上